

檀行審第 141 号
令和3年12月 1日

檀原市長 亀田 忠彦 様

檀原市行政不服審査会

檀原市個人情報保護条例第35条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月14日付け檀総第9613号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します

記

審査請求人が行った、令和3年3月5日付けの保有個人情報部分開示決定に
関する処分についての審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求について榎原市長（以下、処分庁としての榎原市長を「処分庁」という。）が行った部分開示決定において不開示とした部分のうち、榎原市長（以下、審査庁としての榎原市長を「審査庁」という。）が開示すべきとする部分についての判断は妥当であるが、諮問書及び本答申末尾に記載の「不開示情報箇所一覧表」のうち不開示部分⑤及び不開示部分③、⑧、⑪、⑫のうち審査請求人（以下、「請求人」という。）の氏名を開示すべきであるから、本件審査請求のその余の開示請求を棄却すべきであるとの判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

(1) 請求人は、処分庁に対し令和3年2月22日、榎原市個人情報保護条例（平成11年条例第17号以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、下記のとおり保有個人情報開示請求（以下、「開示請求」という。）を行った。

記

請求人に関する令和3年2月中に起こった事象について障がい福祉課が保有している文書一式

(2) 処分庁は、同年3月5日、上記開示請求に対し、下記のとおり処分を行い、同月15日、開示がなされた。

記

①開示とした文書

- ・訪問マッサージ
- ・有料道路障害者割引制度に関するお願いについて

②部分開示とした文書のうち不開示とした情報

(市民の相談対応について)

- ・業務上他課及び他機関と協議した内容
- ・医療機関等の第三者との連絡調整の内容

(市民の相談対応における法務専門官への相談について)

- ・相談票の内、紛争性、分類、内容、担当課の見解、結果、法務専門官の見解

(請求人との対応記録について)

- ・実施機関内部で協議した内容
- ・医療機関等第三者との連絡調整の内容、対応の内容

(3) 請求人は、同月29日、審査庁に対し、処分庁による部分開示の処分決定を取り消し、全文開示を求める審査請求をした。

(4) 処分庁は、同年4月15日、審査庁に対して、弁明書を提出した。

(5) 請求人は、同月26日、処分庁の弁明に対する反論書を提出するとともに口頭意見陳述を申し立てた。

(6) 処分庁は、同年5月6日、反論書に対する再弁明はしないことを決定した。

(7) 同年6月15日、請求人及び処分庁担当者らが出席の上、口頭意見陳述を実施した。

(8) 同年7月14日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

全文開示の裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

3月15日、部分開示決定された文書では、個人情報漏洩の重大性よりも私が何を言ったか、こんなことで怒ったはる、みたいな報告の部分しか開示されてなく特に、法務専門官への2度の相談に至っては全部黒塗りで、こんなん言って怒ったはりますねんというような、個人情報の漏洩を起こした、それも（2度目の文書開示請求でしるしてますが）2回目の不祥事の相談とは到底思えないし、私の悪口を言ってクレーマーに対しての相談しているかと思えるような黒塗りがされていない部分の報告書であったため。

(3) 請求人の口頭意見陳述での(2)の釈明

処分庁が不開示とした情報は、いずれも条例第16条各号所定の開示情報に該当しないから、開示すべきである。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁の主張は弁明書のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

実施機関は、福祉関連サービス等に関する請求人からの相談を受け、それを現行制度の適用範囲内において解決するため、実施機関の内部、他の関係機関及び医療機関等の第三者との間において、意見交換や情報収集を行ったものである。

当該意見交換や情報収集の内容については、これを開示することで、今後の業務における率直な意見交換や意思決定等の中立性が損なわれるおそれがあり、業務連携体制自体にも影響が出ることが考えられる。また、医療機関等の第三者との信頼関係が損なわれ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

次に、法務専門官への相談内容においては、実施機関としての意見や考え方を率直に伝え、法務専門官から、請求人への対応について、法的な見解を踏まえた上で、忌憚のないアドバイスを受けたものである。

法務専門官の助言や実施機関の見解など、意思形成過程の中にある情報が開示されることで、相談に係る外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが予測され、今後率直な意見交換ができなくなるおそれがある。

最後に、医療機関等の第三者との間で行われた連絡調整や対応の内容については、医療機関等の第三者が実施機関に対して行った問い合わせや、それに対する実施機関の対応の内容のことである。

当該情報を開示することで、医療機関等の第三者との信頼関係が損なわれ、事務の適正な遂行に支障が出るおそれがある。

以上のことから、条例第16条第1項第5号及び第6号に該当し、開示しない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諮問の趣旨

部分開示処分のうち、請求人との対応および法務専門官への相談についての不開示部分の一部はこれを取り消し、請求人に対して、当該不開示部分を開示し、本件審査請求のその余の開示請求を棄却すべきである。

2 諮問の趣旨に係る判断の理由

本件諮問の趣旨に係る判断の理由は以下のとおりである。

(1) 条例第16条第1項第5号について

条例第16条第1項第5号は「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であつて、開

示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（略）が明白かつ具体的なものである」ことが必要であり、それが漠然又は抽象的なおそれに留まる場合は、情報を開示することとなる。

一方、記載内容において、処分庁から他課への報告部分などにおいて、実施機関相互の協議等に関する情報であって、これを開示すると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明白かつ具体的であると認められることから処分庁が不開示とした判断は相当である。また、法務専門官との法律相談内容と法務専門官の回答内容については、法務専門官から法律相談に対し、的確な回答をするためには、できる限り正確な情報が提供されることが不可欠であるところ、開示されると相談内容が抽象的かつ漠然とした記載に留まる可能性が高く、そうなれば法務専門官としての的確な回答を与えることができない可能性が高くなり、また法務専門官からの回答を記載した部分についても、相談に応じた回答であり、法務専門官との率直な意見の交換をした結果が記載されているから、この内容が開示されれば、実施機関の相談内容が明らかとなり、的確な法律相談を受けることができなくなるおそれが明白であり具体的に認められるから、処分庁が不開示とした判断は相当である。

（２）条例第１６条第１項第６号について

条例第１６条第１項第６号は実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより次の「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のある情報と「イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報、そして「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある情報、そして「エ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」のある情報、並びにその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

記載内容において、外部の事業者との連絡内容、電話連絡・対応部分のうち、具体的な協議内容の部分についてこれを開示すると、当該第三者との間の信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれが認められるから、処分庁が不開示とした判断は相当である。

一方で実施機関により事業者を選定する過程が記載されている部分等、情報を開示しても事業者の選定に影響を及ぼし、事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると認めることができない部分は開示するのが相当である。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正性について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申に伴う当審査会としての審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的な人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的に制定されたものであり、これを理念とし解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に則して本件諮問事案を調査審議し、市民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、判断するものとする。

3 本件対象文書および不開示情報の該当性について

本件対象文書は、訪問マッサージ業者の情報、件名が「市民の相談対応について」と書かれた起案文書および「対応記録の提出について」、件名が「市民の相談対応における法務専門官への相談について」と書かれた起案文書および法務専門官への相談票、対応の記録、表題が「有料道路障害者割引制度に関するお願いについて」という書面で構成されたものである。

本件対象文書を見分した結果を踏まえてその不開示情報の該当性について、審査庁が区分し、諮問書末尾に「不開示情報箇所一覧表」として整理された箇所に沿って検討する。（当該一覧表は、本答申末尾にも記載している。）

（1）条例第16条第1項第5号該当性について

条例第16条第1項第5号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが明白かつ具体的なものについては不開示とすることができる旨を規定している。

そこで検討するに、不開示部分③については、その内容は単純な情報交換に留

まらず、事業実施のための意思決定を適正に行うための具体的な情報収集活動であり、これを開示すると実施機関が行う意思決定に必要な情報収集が困難となるおそれが明白かつ具体的であることが認められた。よって条例第16条第1項第5号に該当し、原処分を維持すべきである。

不開示部分⑪については、実施機関相互の協議等に関する情報であって、これを開示すると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明白かつ具体的なものであることが認められた。よって条例第16条第1項第5号に該当し、原処分を維持すべきである。

不開示部分⑬については、実施機関内部において十分に審議、検討がなされていない情報、実施機関相互のやりとりの情報が含まれていることが確認できた。これを開示すると、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに実施機関における率直な意見の交換が妨げられ、更に必要なデータや助言などが得られなくなるといった当該意思形成に著しい支障が生じるおそれが明白かつ具体的なものであると認められた。よって条例第16条第1項第5号に該当し、原処分を維持すべきである。

さらに、法務専門官との法律相談内容と法務専門官の回答内容である不開示部分⑯の内容欄、⑰の担当課の見解、および⑱の法務専門官の回答については、これらが開示されることになると、相談内容が抽象的な記載に留まり、率直な意見を記載することができなくなる可能性が高く、この内容に応じて法務専門官が回答を与えることから、自ずと的確な回答が困難となり結果としての確かな法律相談を受けることができなくなるおそれが明白かつ具体的に認められる。よって条例第16条第1項第5号に該当し、原処分を維持すべきである。

なお、不開示部分①、④、⑥、⑨、⑩、⑭、⑮、⑱については、審査庁の見解のとおり、処分庁の担当者同士の単なる情報交換に過ぎない情報などであって、審議、検討、協議等に関する情報とまでは認められず、また開示しても率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明白かつ具体的なものと認めることができない。よって諮問のとおり開示すべきである。

(2) 条例第16条第1項第6号該当性について

条例第16条第1項第6号は、実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることができる旨を規定している。

そこで検討するに、不開示部分⑤は、処分庁と外部の事業者とで情報交換を行った内容と確認できたが、内容は単に情報交換に過ぎず、この情報を開示しても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないから、開示すべきであ

る。

他方、不開示部分⑧および⑫は、外部の事業者との電話の内容とその対応の記載であると確認できた。これを開示すると当該第三者との間の信頼関係が損なわれ、事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると認められる。よって条例第16条第1号第6号に該当し、原処分を維持すべきである。

なお、不開示部分②、⑦は、審査庁の見解のとおり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす漠然または抽象的なおそれは認められても、具体的に当該第三者との間の信頼関係が損なわれるなど当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるとまでは認められず、諮問のとおり開示すべきである。

(3) 請求人の氏名について

前述の(1)および(2)で原処分を維持すべきとした不開示部分③、⑧、⑪、⑫のうち、請求人の氏名については、本人に関する情報であって、条例第16条各号に掲げる不開示情報に該当しないから開示すべきである。

(4) 裁量的開示について

条例第18条は、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第16条第1号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるものと定めており、実施機関に裁量権が認められている。

請求人が当審査会に令和3年8月27日に提出された、「主張すること」と題した主張書面においては、2年前にも同じような件があり、そのことが全く理解されていないので、法務専門官に相談された黒塗りの部分に前回の事がきちんと相談内容に入っているか、私は知りたいところであり、との主張がなされた。また、当審査会において請求人からの口頭意見陳述を行ったところ、前記主張に加え、契約をしていない事業者に対して請求人の個人情報を伝えたことが踏まえられているのか、類似した事案が以前にあったことや、伝えてほしくないという請求人の感情が意図的に伏せられたままで相談しているのではないかと、法務専門官との相談内容というものは隠すべきではないと思う、等の主張があった。

当該対象文書については、実施機関内部の協議等に関する情報であって、開示されることで今後率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが明白かつ具体的なものであることは、既述第5、3、(1)のとおりである。他方、条例第18条において、本来保護されるべき不開示情報を開示するにあたっては、個人の権利利益を保護するため、「特に」必要があるということが

要件になっている。しかし、本件において、前述の請求人の主張をもって、法務専門官への相談内容を開示することが、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとの事情を有するとは認められず、本来不開示とすることにより保護される利益に優越する利益の内容も判然としないから、条例第18条による裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められず、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

(5) 請求人のその余の主張について

請求人は当審査会で実施した口頭意見陳述において、当該審査請求にかかる対象文書に書かれた事案以前にも、類似した事案が発生しており、請求人が契約を交わしていない業者にも関わらず、知られたくない情報が知られていることについて、実施機関に抗議をしたこと、またその顛末が書かれた文書においてどのように完結したかの記載が欠落していること等の主張を行っている。しかし、当審査会は、審査請求の趣旨に沿い、檀原市個人情報保護条例を適正に適用しているかを審査するものであり、これらの主張を審査の対象とするものではない。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年7月14日	審査庁より諮問書を受理
②	令和3年9月13日	論点整理・調査審議
③	令和3年10月7日	口頭意見陳述の実施・調査審議

令和3年12月 1日

檀原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 大塚 佳代子

委員 福井 麻起子

不開示情報箇所一覧表

諮問書において指示されている部分と同じである。

行数の数は、文字行数でカウントし、空白の行はカウントしない。

不開示部分① 処分庁内の担当者同士の協議部分

対応記録 2 頁 7 行目から同頁 1 8 行目までの不開示部分

不開示部分② 外部の事業者に対する確認部分

対応記録 2 頁 1 9 行目から 3 頁 4 行目までの不開示部分

不開示部分③ 外部の事業者への確認部分

対応記録 3 頁 5 行目から同頁 1 7 行目までの不開示部分

不開示部分④ 他課へのリストの確認部分

対応記録 3 頁下から 4 行目から同頁末行目までの不開示部分

不開示部分⑤ 外部の事業者との連絡部分

対応記録 4 頁 1 行目から同頁 1 0 行目までの不開示部分

不開示部分⑥ 外部との連絡と課内の連絡部分

対応記録 4 頁下から 3 行目から 5 頁 2 行目までの不開示部分

不開示部分⑦ 事業者リストの選定部分

対応記録 5 頁 3 行目から同頁 1 2 行目までの不開示部分

不開示部分⑧ 外部の事業者からの電話と対応部分

5 頁下から 4 行目から 6 頁 1 5 行目までの不開示部分

不開示部分⑨ 他課との連絡部分

対応記録 6 頁 1 6 行目から同頁 1 8 行目までの不開示部分

不開示部分⑩ 処分庁内の協議部分

対応記録 8 頁 1 行目から同頁 3 行目までの不開示部分

不開示部分⑪ 処分庁から他課への報告部分

対応記録 8 頁 4 行目から同頁 1 6 行目までの不開示部分

不開示部分⑫ 事業者からの電話連絡部分
2月15日16時の対応記録の不開示部分

不開示部分⑬ 処分庁と外部の者との電話でのやり取りと対応部分
2月19日対応記録1頁1行目から同頁21行目までと同日付対応記録2頁
15行目から同項末行目までの不開示部分

不開示部分⑭
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「紛争性」欄

不開示部分⑮
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「分類」欄

不開示部分⑯
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「内容」欄

不開示部分⑰
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「担当課の見解」欄

不開示部分⑱
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「結果」欄

不開示部分⑲
処分庁による2回の法務専門官に対する相談票の「法務専門官の回答」欄